

第23期
第34回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和8年3月24日(火) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 欠 席 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	大滝 敏広

付議事件

- | | |
|---------------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 報告第 68号 | 農地の賃貸借契約の解約について |
| 日程第4 報告第 69号 | 農用地の利用関係の調整の報告について |
| 日程第5 議案第150号 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 日程第6 議案第151号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 日程第7 議案第152号 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 日程第8 議案第153号 | 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取
(貸借権の設定)について |
| 日程第9 議案第154号 | 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取
(所有権移転)について |
| 日程第10 議案第155号 | 農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名
について |
| 日程第11 議案第156号 | 令和8年度最適化活動の目標設定等について |

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第34回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。小松委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、7番 児玉匡樹委員 10番 村上浩康委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第68号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 報告第68号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字○○○○○○○

○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

賃貸人 ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 139㎡ 他8筆
契約期間 令和5年2月28日～令和15年2月28日
解約日 令和8年3月3日
解約の事由 相手方の要望
他22件
以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり
了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承すること
に決しました。

日程第4 報告第69号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題
といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第69号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化
促進法第22条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり
報告する。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 ○〇 ○〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇

地目	田
地積	410㎡ 他9筆
申出内容	土地の売却のあっせん
結果	〇〇〇〇〇〇〇〇 と売買が成立 以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで、1番案件について調整委員の3番 小林喜久雄委員よりあっせんの報告をお願いします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1番案件についてご報告をいたします。

3月、わたくしと、庄司彰推進委員の2名で申出人 〇〇 〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地10筆のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

〇〇〇〇〇〇〇〇が購入するのは、大字〇〇地内 田10筆 6,426㎡で、10aあたり〇〇〇〇円です。

農用地利用集積等促進計画による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

3月10日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第150号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第150号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	821㎡ 他3筆
契約の種類等		所有権の移転（売買）
対価（10a当り）		総額〇〇〇〇円
		他3件
		以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月13日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機2台、ユンボ1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、母とのことです。

技術は、本人と妻が6年、母が30年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

次に2番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

3月17日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台、動力噴霧器1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と父です。

技術は、本人10年、父50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。本人は新規取得となります。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

次に3番案件及び4番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 3番及び4番案件については譲受人が同一のため、一括して調査のご報告をいたします。

3月14日、3番案件についてはわたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員、4番案件についてはわたくしと、紺野正光農地利用最適化推進委員とで調査を行いました。

譲受人の機械の所有状況につきましては、トラクター2台、田植え機1台、

コンバイン1台、スピードスプレーヤー1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と母です。

技術は、本人20年、母40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思

いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件について許可することに決しました。

日程第6 議案第151号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第151号「農地法第4条の規定による許可について」次の農地について、農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 転用事業者 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇
地 目 畑
地 積 23㎡
転用目的 車庫
以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月17日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

本件は許可を得ずに転用していた追認案件です。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件でありすでに用途に供しています。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地は隣接する本人所有の宅地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決し

ました。

日程第7 議案第152号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第152号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
			〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	236㎡
契約の種類等		所有権の移転（売買）
転用目的		一般住宅
備考		併用地宅地162.09㎡ 他1件 以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番及び2番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 初めに1番案件について調査のご報告をいたします。

3月14日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地は隣接する宅地を取得予定です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

続いて2番案件について調査のご報告をいたします。

3月14日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第8 議案第153号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定）について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第153号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき同法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件に該当するか意見を求める。

【貸借権の設定】

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）へ貸付
番号1

地域計画区域名 ○○
貸付者 氏名 ○○ ○○
住所 ○○○○○○○○○○

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 田
面 積 424㎡
契約の種類 新規
権利の種類 貸借権
広告日(予定) 令和8年5月29日
契約期間 令和8年5月30日～令和12年11月30日
対価(10a当り) ○○○○円
他5筆

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）から借受

番号 2

地域計画区域名 ○○

貸受者 氏名 ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

住所 白鷹町大字○○○○○○○

認定農業者である

農地所有適格法人である

地域計画に位置付けられているもの

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

面 積 4 2 4 m²

契約の種類 新規

権利の種類 賃借権

広告日(予定) 令和8年5月29日

契約期間 令和8年5月30日～令和12年11月30日

対価(10a当り) ○○○○円

他5筆

以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、「異議なし」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について「異議なし」と意見決定いたしました。

日程第9 議案第154号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取(所有権の移転)について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第154号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（所有権の移転）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき同法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件に該当するか意見を求める。

【所有権移転】

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）へ所有権の移転
番号1

地域計画区域名 ○○
譲渡人 氏名 ○○ ○○
住所 白鷹町大字○○○○○○○

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 田
面 積 410㎡

農用地区域内農地である

農用地等の所在地

権利の種類 所有権移転
広告日(予定) 令和8年5月22日
引渡の時期 令和8年6月24日
対価(10a当り) ○○○○円
他9筆

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）から所有権の移転
番号2

地域計画区域名 ○○
譲渡人 氏名 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○
住所 白鷹町大字○○○○○○○

認定農業者である

農地所有適格法人である

地域計画に位置付けられているもの

農用地等の所在地

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
面	積	4 1 0 m ²
権利の種類		所有権移転
広告日(予定)		令和8年5月22日
引渡の時期		令和8年6月24日
対価(10a当り)		〇〇〇〇円
		他9筆
		以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、「異議なし」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、1番案件及び2番案件について「異議なし」と意見決定いたしました。

日程第10 議案第155号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、8番 新野清委員の退室を求めます。

(新野清委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第155号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第22条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求めます。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 1390㎡
申出内容 土地の売却のあつせん
指名した調整委員
新野 清 委員
鈴木 茂 推進委員
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。
ここで、8番 新野清委員の入室を求めます。

(新野清委員 入室)

日程第11 議案第156号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします

議案第156号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」

令和8年度 最適化活動の目標の設定等を次のとおりとする。別紙のとおり。
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

事務局職員及び農地利用最適化推進委員の退室を求めます。

(事務局職員及び推進委員 退室)

休息前に復し再開いたします。

ここで、事務局職員及び農地利用最適化推進委員の入室を求めます。

(事務局職員及び推進委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第34回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦
労様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第34回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和8年3月24日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____